

平成 25 年度第 2 回 岩手県 N P O 等復興支援事業審査委員会

日 時 平成 25 年 7 月 16 日 (火) 10 : 00 ~ 12 : 00
場 所 アイーナ 501A

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 平成 25 年度復興支援の担い手の基礎的能力強化事業 (委託事業) の審査について

(2) 委託事業の公開プレゼンテーションについて

(3) その他

4 閉 会

平成 25 年度第 2 回 岩手県 N P O 等復興支援事業審査委員会

出席者名簿

(平成 25 年 7 月 16 日)

区分	所 属	職 名	氏 名	備考
委 員	社団法人岩手県経営者協会	専務理事	伊藤 瞬一	欠席
	株式会社岩手銀行	理事営業統括部長	菊池 信弥	
	東北税理士会 岩手県支部連合会	副会長	工藤 重信	
	岩手県立大学総合政策学部	教 授	倉原 宗孝	委員長
	特定非営利活動法人 ふれあいステーション・あい	理事長	佐々木 りほ子	欠席
	特定非営利活動法人 やませデザイン会議	理 事	田中 卓	
	株式会社岩手日報社	事業局次長	西舘 政美	欠席
	紫波町生活部町民課	課 長	藤尾 智子	
	株式会社メガネの松田	代表取締役社長	松田 陽二	
事務局	政策地域部 N P O ・文化国際課	参事兼総括課長	松川 章	
		特命課長	佐々木 真一	
		主任主査	阿部 美登利	
		主 査	中村 和也	

～NPO等による復興支援事業～
復興支援の担い手の基礎的能力強化事業 企画提案募集要項

I 事業の趣旨

県では、復興支援や被災地支援等を行うNPO法人等の基礎的能力強化を図るため、本事業を実施します。

なお、この事業は県と受託者による協働事業とします。

II 事業の概要

1 事業内容

事業は2事業とし、事業ごとにそれぞれ受託者を募集します。事業の詳細は別添「復興支援の担い手の基礎的能力強化事業 仕様書」を参照願います。

- (1) NPO等運営支援事業
- (2) NPO等寄附募集支援事業

2 委託期間

(1)～(2)の各事業とも、契約の日（平成25年7月下旬を予定）から平成26年3月31日までとします。

なお、天災地変その他事情の変更により委託業務の継続が困難と判断したとき又は受託者による委託業務の実施が適当でないと認めるときは、契約の全部又は一部を解除することがあります。

3 委託費

本事業における委託費の上限額は、それぞれ次のとおりとします。

- | | |
|------------------|---------|
| (1) NPO等運営支援事業 | 5,223千円 |
| (2) NPO等寄附募集支援事業 | 7,109千円 |

III 応募要件

1 資格要件

【共通事項】

- (1) 応募者は、原則として岩手県内に事務所を有し、かつ岩手県内を中心に活動を行っている単独の法人その他の団体又は複数の法人その他の団体で構成されるグループ（以下「グループ」という。）であること。（岩手県外に事務所を有する法人等がグループ構成員に加わり、岩手県内の法人等と連携して応募することは可能）
- (2) 応募者は、団体又は構成員が委託業務の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、グループで申し込む場合には、企画提案書の提出時に代表となる法人その他の団体（以下「代表団体」という。）の名称を明記し、必ず代表団体が応募手続きを行うとともに対応窓口となること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体に該当しないものであること。また、次の①～⑤のとおり。
- ① 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
 - ② 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していないこと。
 - ③ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていないこと。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していないこと。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6) 当業務の遂行にあたり、県の要請に応じ迅速かつ円滑に事務処理ができること。

【特定非営利活動法人（NPO 法人）の場合】

- (1) 特定非営利活動促進法第 2 条第 1 項に定める別表の 19「前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」に該当する活動を行うこととしていること。
なお、グループでの応募の場合、代表団体が当該要件を満たすこととし、その他構成団体となる場合は当該要件を満たさなくても差し支えないこと。
- (2) 同法第 29 条による事業報告書等の提出がなされていること。

【任意団体の場合】

- (1) 不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする団体であること。
- (2) 団体を構成する会員が 10 名以上いること。また、入会について不当な条件を設けていないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (4) 特定の公職者（候補者を含む）、または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 会則等があり、それに従って組織運営が行われていること。
- (6) 団体の全ての役員が成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者で

はないこと。

- (7) 団体の代表や役員が民主的な手続きにより会員の中から選出され、総会が年 1 回以上開催されていること。

IV 説明会の開催について

下記により説明会を開催しますので、希望者は申込書（別紙 1）に記入の上、平成 25 年 6 月 14 日（金）正午までに、メール又はファックスでお申込みください。

1 開催日時

平成 25 年 6 月 17 日（月）10 時 00 分～11 時 00 分

2 開催場所

いわて県民情報交流センター（アイーナ） 501A 会議室
（盛岡市盛岡駅西通一丁目 7 番 1 号 電話 019-606-1717）

3 申込先

岩手県政策地域部 NPO・文化国際課（「IX 問合せ先」参照）

※ メール送信の際には、件名に「復興支援の担い手の基礎的能力強化事業 説明会参加申込」と記述のこと）

4 注意事項

説明会当日は、募集要項等を配付しませんので、各自持参してください。

V 質問の受付・回答書の公表

1 受付期間

6 月 7 日（金）～6 月 21 日（金）

2 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、質問書（別紙 2）に記入の上、メール又はファックスで提出してください。（電話等による質問は受け付けません。）

3 提出先

岩手県政策地域部 NPO・文化国際課（「IX 問合せ先」参照）

※ メール送信の際には、件名に「復興支援の担い手の基礎的能力強化事業に関する質問」と記述のこと）

4 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、6 月 28 日（金）までに NPO・文化国際課ホームページにて公表します。

○岩手県ホームページアドレス (<http://www.pref.iwate.jp/index.rbz>)

（ トップページ左側の「総合案内」から、以下の通りお進みください。

県のしくみと仕事→政策地域部→NPO・文化国際課→お知らせ

VI 企画提案書の提出

1 受付期間

平成 25 年 7 月 1 日（月）～平成 25 年 7 月 8 日（月）必着

持参の場合は、午後 5 時必着

2 提出書類

次の書類を各4部（正本1部、写し3部）提出してください。

また、グループでの応募の場合、(3)及び(5)～(10)については構成団体分も提出してください。

- (1) 「復興支援の担い手の基礎的能力強化事業」企画提案書（様式1）
- (2) 事業に関わるスタッフ一覧（様式2）
- (3) 組織等に関する調書（様式3）
- (4) 事業等に関する調書（様式4）
- (5) 見積書（様式5）
- (6) 役員名簿（様式6）
- (7) 定款又は会則及び最新の総会議事録
- (8) 直近の事業年度の事業内容及び収支内容がわかる書類
- (9) 現在の事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (10) その他、団体の活動状況等がわかる資料（ある場合のみ添付）

3 提出方法

持参又は「簡易書留」で郵送してください。

（メール及びファックスでは、受け付けません。）

4 提出先

岩手県政策地域部NPO・文化国際課（「IX 問合せ先」参照）

5 応募に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがあります。

- ① 応募資格を有しない者から提出があった場合。
- ② 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
- ③ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑤ 本募集要項に違反すると認められる場合。

(2) 提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽易なもの除く。）なお、提出書類は返却しません。

(3) 費用負担

応募に要する経費等は、応募者の負担とします。

(4) その他

応募者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。

VII 受託者の選定方法

本事業の実施にあたっては、NPOについての専門的知識、質の高いサービスを提供することが求められます。

このため、受託者の選定にあたっては、提出書類の審査及び応募者によるプレゼンテーションを行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の

実施能力を総合的に評価して、受託者を選定します。

1 選定の機関

選定は、岩手県NPO等復興支援事業審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において行います。

2 審査事項

応募者の企画提案書、組織に関する調書、見積書及び関係書類について、プレゼンテーションの内容を参考に、下記の選定基準により各委員が評価、得点化し、運営委員会で審議します。

- (1) 企画提案内容が的確であること。
- (2) 事業を実施することによる効果が期待されること。
- (3) 事業を適正かつ確実に実施する運営能力を有していること。
- (4) 事業の積算が妥当で提案内容と整合性がとれていること。
- (5) 県及び関係機関と連携する体制が構築されていること。
- (6) その他特に優れた点があること。

3 プレゼンテーション及び運営委員会の開催

平成25年7月中旬（予定） 日程は決定次第お知らせします。

4 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果は、受託者を内定後、速やかに応募者に文書で通知します。電話等による問い合わせには応じません。
- (2) 審査結果は、県のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表します。

5 選定スケジュール

公募及び選定は、次の日程で行います。

項目	日程（予定）
① 募集要項公表	6月7日（金）
② 募集要項等に関する質問受付	6月7日（金）～6月21日（金）
③ 募集要項等に関する説明会の開催	6月17日（月）10：00～11：00
④ 募集要項等に関する質問回答の公表	6月28日（金）
⑤ 企画提案書の受付	7月1日（月）～7月8日（月）
⑥ 企画提案に係る選定委員会の開催 （応募者のプレゼンテーション）	7月中旬
⑦ 審査結果の公表・受託者の決定	7月中旬～下旬
⑧ 県と受託者との調整等	7月下旬

VIII 受託者決定後の契約について

県と受託者との間で、仕様書の内容等を協議のうえ、契約事務を取り進めます。

したがって、当初提出していただいた見積書の額が契約額とならない場合があります。

1 契約保証金

契約金額の100分の5以上の額とします。ただし、免除となる場合があります。

2 契約となった場合の委託料の支払方法

原則精算払いです。ただし、事業の執行計画等に応じて、部分払、前金払が可能と

なる場合があります。

IX 問合せ先

岩手県政策地域部NPO・文化国際課

住 所 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 (県庁8階)

電 話 019-629-5199 (直通)

F A X 019-629-5339

Eメール FA0042@pref.iwate.jp

岩手県ホームページアドレス (<http://www.pref.iwate.jp/index.rbz>)

〔 トップページ左側の「総合案内」から、以下の通りお進みください。
県のしくみと仕事→政策地域部→NPO・文化国際課→お知らせ 〕

※ この事業は国の「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業実施要領」に基づき実施する事業です。

復興支援の担い手の基礎的能力強化事業 仕様書

- ・ (1)、(2) それぞれ受託者を募集します。
- ・ 委託期間はいずれも契約日（平成 25 年 7 月下旬を予定）～平成 26 年 3 月末まで。

(1) NPO等運営支援事業	
① NPO法人新会計基準習得支援セミナー	NPO法人新会計基準を習得するためのセミナー及び個別相談会を開催。県内4圏域で開催。
② 労務・税務・会計支援講習会	NPO法人の労務・税務・会計等の管理部門を強化するための講習会及び個別相談会を開催。県内4圏域で開催。
③ いわて協働推進フォーラム	地域における協働やNPOのコンプライアンスをテーマとしたフォーラムを開催。県内4圏域で開催。内容は講演、パネルディスカッション等。「復興支援の担い手の運営力強化実践事業」の実践者をパネリストとして依頼し、事業のPRも行う。

(2) NPO等寄附募集支援事業	
① 認定NPO法人習得セミナー	認定NPO法人制度の習得のためのセミナーを開催。県内4圏域で開催。 セミナーには県の認定NPO法人専門員が同行し、個別相談に対応する。
② 寄附募集セミナー・イベント	i) 寄附金を受けるためのノウハウ習得セミナーを開催。 ii) 企業や一般県民等とNPOとの交流会。NPOの活動実績を披露し、支援や寄附を集めるマッチングの場。 i) ii) の内容を組み合わせ、県内4圏域で開催。 ii) の内容と復興支援とを絡め首都圏で開催。

復興支援の担い手の基礎的能力強化事業 審査票

岩手県NPO等復興支援事業審査委員会

委員名

団体名 特定非営利活動法人いわて連携復興センター				(1)NPO等運営支援事業 事業名 (2)NPO等寄附募集支援事業
区分	評価項目	評価(a)	コメント	基準例
企画提案内容	事業計画内容が妥当であるか [注]	/5		・「事業計画内容」や「スケジュール」、プレゼンテーションなどの内容から、事業計画が目的に沿った的確な内容であると判断できるか
	事業計画に独自の工夫がみられるか	/5		・「事業計画内容」やプレゼンテーションなどの内容から、独自に工夫している点がみられるか
	事業により一定の成果を期待できるか	/5		・「事業効果」やプレゼンテーションなどの内容から、事業の成果が期待できるか
実施能力	事業実施能力があるか	/5		・「実施体制」「事業に関わるスタッフ一覧」「事業に関する調書」「事業実績」などから、事業を適正かつ確実に実行する人的体制であると判断できるか
	経営基盤が適当か	/5		・「事業等に関する調書」「収支関係書類」などから、本事業の提案内容が確実・適切に遂行できる経済的基盤を有していると判断できるか
連携	県及び関係機関と連携する体制であるか	/5		・「県及び関係機関と連携する体制」やプレゼンテーションなどの内容から、行政との連携が適正に行われると判断できるか
	団体の育成に資するものか	/5		・「実施体制」や「事業に関わるスタッフ一覧」などから、複数の団体による協働事業提案により、ノウハウ共有など受託団体の育成が期待できる内容か
予算	見積りが妥当であるか	/5		・「見積書」やプレゼンテーションなどの内容から、経費の見積りは「事業内容」に見合ったものと判断できるか
その他	法令遵守を意識しているか	/5		・「組織等に関する調書」などから、コンプライアンスへの取組みがなされているか
	その他特に優れた点があるか	/5		
	合計得点	0 /50		採否ライン……35点/満点50点
総合的所見				

評価基準：審査は、審査項目ごとに5点満点で評価を行う。

5点：非常に評価できる、4点：やや評価できる、3点：普通、2点：あまり評価できない、1～0点：全く評価できない

復興支援の担い手の基礎的能力強化事業 企画提案応募者一覧

事業名	応募団体	プレゼン時間 (質疑時間含)
(1) NPO等運営支援事業	特定非営利活動法人シニアパワー いわて	10:15~10:30
(2) NPO等寄附募集支援事業	特定非営利活動法人いわて連携復興 センター	10:35~10:50

審査委員会（復興支援の担い手の基礎的能力強化事業に係る審査） の進め方等について

1 受託者の選定

審査委員会において、企画提案の内容、事業の実施能力等の総合的な評価を行い、この審査結果に基づき、県が受託者を内定します。

なお、審査にあたっては、以下の趣旨から、選定基準に基づく評価、得点化を行うとともに、コメントをいただきます。

- 点数化により、審査結果の客観性・透明性が確保できること
- 受託者の長所・短所が明確となり、事業実施の参考となること
- 応募者が今後企画提案を行う際の参考となること

2 プレゼンテーション・ヒアリング

- (1) 開始時刻になりましたら事務局が応募者を誘導します。
- (2) 応募者の準備状況を確認した上で、プレゼンテーションを開始します。
- (3) プレゼンテーションの時間は10分間とします。9分経過した時点で1度ベルを鳴らします。10分になりましたら、2度ベルを鳴らし、応募者は直ちに説明を終了します。
- (4) 質疑応答時間は5分間とします。
- (5) 質疑応答終了後、応募者は退出します。

3 審査の手順

- (1) 協議の冒頭に、事務局から事前審査（書類審査）の結果について報告します。
- (2) プレゼンテーション・ヒアリングが終了したら、事前審査の修正の時間を設けますので、修正がある場合は修正してください。
- (3) その後、修正した審査票を事務局でお預かりし、再集計のうえ、その結果をお知らせします。

4 審査委員会の日程（予定） 7月16日（火）10:00～12:00

- | | |
|------------------------------------------|-------------|
| (1) 審査基準及び事前審査結果について説明 | 10:00～10:10 |
| (2) 提案者のプレゼンテーション・ヒアリング | 10:15～10:45 |
| (1) NPO等運営支援事業
特定非営利活動法人シニアパワーいわて | 10:15～10:30 |
| (2) NPO等寄附募集支援事業
特定非営利活動法人いわて連携復興センター | 10:35～10:50 |
| (3) 企画提案の審査協議 | 11:00～12:00 |
| (4) 終了 | 12:00 |